

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は、法令等を遵守し、安全第一を旨とし、地球環境に配慮し、誠実さと技術力で常に顧客に満足して頂けるものを提供することにより、顧客・株主・従業員・地域等からの信頼の確立を図り、企業価値を高めることを目指しております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
東海旅客鉄道株式会社	2,139,500	8.47
名工建設社員持株会	1,762,552	6.98
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200,000	4.75
株式会社みずほ銀行	1,006,769	3.98
株式会社りそな銀行	948,074	3.75
株式会社北陸銀行	913,212	3.61
興和株式会社	635,800	2.51
朝日火災海上保険株式会社	632,247	2.50
東鉄工業株式会社	524,658	2.07
日本生命保険相互会社	511,057	2.02

支配株主(親会社を除く)の有無	—
-----------------	---

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
-------------	---------

決算期	3月
-----	----

業種	建設業
----	-----

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
---------------------	---------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
-------------------	-----------------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	13名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	9名
社外取締役の選任状況 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	選任している
社外取締役の人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 <span style="background-color: #FFD700;">更新</span>	1名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
藤野陽三	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
藤野陽三	○	独立役員に指定しております。	学識経験者として豊富な経験と専門的な知識を当社の経営に反映していただけると判断したためであります。また独立役員として、当社との取引先等の利害関係や当社他の役員と相関性のある特別利害関係はありません。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数	4名
--------	----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

7月に「監査役」「会計監査人」「監査部」「経理部」で監査連絡会を開催し、年間の行程を確認しております。また、監査役は会計監査時に立会うほか、随時連絡を取っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)														
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m		
山田雅雄	その他															
新澤 隆	他の会社の出身者												△			

- ※ 会社との関係についての選択項目  
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」  
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
  - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
  - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
  - d 上場会社の親会社の監査役
  - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
  - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
  - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
  - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
  - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
  - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
  - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
  - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
  - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田雅雄		——	過去に直接経営に関与した経験はありませんが、行政、民間と幅広く豊富な経験を有しており、当社の社外監査役に適任であると判断しております。
新澤 隆	○	独立役員に指定しております。	他社において取締役として長年会社経営に携わってこられ、その経験、見識を当社の監査業務にいかせるものと判断しております。また、独立役員として、当社との取引等の利害関係や当社の他の役員と相関性のある特別利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の数	2名
--------	----

その他独立役員に関する事項

——

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない
---------------------------	---------

#### 該当項目に関する補足説明

当社の業務の実情に鑑み不要と判断しております。

#### ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

#### (個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明 更新

取締役に支払った報酬184百万円  
監査役に支払った報酬 48百万円(うち社外監査役12百万円)合計232百万円

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役、監査役：取締役、監査役等との連絡を密にし、業務に支障が生じないようにしております。

### 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、以下により経営の意思決定、監査、監督機能と業務執行機能を分離し、適正で効率的な経営を確保するため、以下のコーポレートガバナンス体制をとっております。

1. 当社全体に影響を及ぼす重要事項については、年7回程度開催される取締役会により多面的な検討と意思決定を行う。
2. 取締役会の方針に基づき、効率的な業務執行を行うため、執行役員を設けるとともに、社長が指名する執行役員、監査役代表をもって構成する経営会議を設置する。
3. 組織・事務分掌と職務権限に関する社内規程に基づき、取締役の職務執行並びに社員等の業務執行を効率的に実施する。
4. 取締役及び社員等で、中長期経営計画並びに毎期事業計画を策定し、その執行状況を取締役会で監視する。
5. 監査の実効性を確保するため、取締役及び社員等から監査役に報告すべき事項を定め、経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役が都度報告を受ける。
6. 監査役が会計監査人、内部監査部門、子会社監査役等と情報交換を密にし、必要に応じて連携する。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社体制は取締役会の迅速な意思決定と業務執行の監督強化及び執行役員の機動的な業務執行による効率的な経営の実現と競争力の強化を目指すことを目的としており、現行体制においてその目的は有効に機能しているものと判断しております。

### Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況  
実施していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回「名証IRエキスポ」に参加しております	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年1回「名証IRエキスポ」に参加しております。	なし
IR資料のホームページ掲載	株主総会関係書類を当社ウェブサイトにて公開しております	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14000取得に基づく環境保全活動を実施しております。CSR活動への取り組みのため、委員会を設置し、当社ホームページにCSRレポートを掲載しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社のホームページに各種情報を発信しております。

## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社の内部統制システム構築にあたっての基本的考え方は以下の通りです。

- (1) 当社グループの内部統制システム構築にあたっての基本的考え方  
当社グループは、法令等を遵守し、安全第一を旨とし、地球環境に配慮し、誠実さと技術力で常に顧客に満足していただけるものを提供することにより、顧客・株主・社員・地域等からの信頼の確立を図り、企業価値を高めることを目指す。
- (2) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  1. コンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。併せて取締役、監査役に対し同様な基準に基づき、意識浸透を図る。
  2. 職務執行の適法性を確保するため、内部監査部門の監査を中心とした体制整備を行い、内部監査部門は監査の方針、計画及び監査結果について、定例的に報告する等、取締役と緊密に連携する。
  3. 内部通報制度を整備し、コンプライアンスに関する社員等からの通報・相談窓口を設置する。
  4. 反社会的勢力とは取引関係及びその他の関係を持たないよう、取引先等の審査、選定を実施する。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  1. 当社は、社内規程に基づき、取締役会・経営会議等の議事録を作成し、期限を定めて保存するとともに、取締役及び社員等の重要な職務の執行及び決裁に係る情報についても記録し、期限を定めて保存する。
  2. 当社の保有する情報については、適切な管理と漏洩の防止のための基本ルールを定めると共に、文書情報及び情報システム関連情報、並びに個人情報について、それぞれの社内規程に基づき、適切に管理する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  1. 当社は、災害・事故・環境・経営などに係る各種リスクに関する規程・マニュアル等を整備し、適切に管理する。
  2. 全社的なリスク管理強化のため、危機管理委員会を設置し、適切に管理する。
- (5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  1. 当社グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、年7回程度開催される取締役会により多面的な検討と意思決定を行う。
  2. 取締役会の方針に基づき、効率的な業務執行を行うため、執行役員を設けるとともに、社長が指名する執行役員、監査役代表をもって構成する経営会議を設置する。
  3. 組織・事務分掌と職務権限に関する社内規程に基づき、取締役の職務執行並びに社員等の業務執行を効率的に実施する。
  4. 取締役及び社員等で、当社グループの中長期経営計画並びに毎期事業計画を策定し、その執行状況を取締役会で監視する。
- (6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制
  1. 関係会社規程により経営内容、事業計画等の状況確認及び当社の経営情報の伝達を図るため子会社連絡会を開催する。
  2. 当社グループに対する監査役による調査を実施する。
  3. 当社グループに対する内部監査部門による監査を実施する。
  4. グループ全体に影響を及ぼす重要事項については、取締役会で検討、意思決定を行う。
  5. 内部通報制度に基づく通報・相談窓口の設置を、グループ各社の社員等へ周知する。
  6. 危機管理に係る規程により、子会社はリスクに関する管理体制を構築する。
  7. 当社グループの役員・社員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するためコンプライアンスに関する規程及び行動規範に基づき、社員教育等を行い、コンプライアンス重視の意識浸透を図る。
- (7) 監査役を補助すべき使用人について
  1. 必要に応じて監査役の職務補助スタッフを置くこととし、その人事について取締役は監査役と協議し、独立性確保に努める。
  2. 監査役の職務の補助業務を担当する使用人が、その業務に関して監査役から指示を受けたときは、専らその指揮命令に従う体制を整備する。
- (8) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
  1. 当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正もしくは法令・定款違反等が発生した場合、当社グループの社員等は取締役にすみやかに報告し、取締役は監査役にすみやかに報告する。
  2. 監査役が、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は社員等にその説明を求める。
  3. 当社グループの役員・社員が上記各項に係る通報をしたことを理由として、不利益な取扱いをすることを禁止する。
- (9) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項  
当社は、監査役が必要に応じて、法律・会計等の専門家に相談することができ、その費用は会社が負担することとする。また職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- (10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  1. 監査の実効性を確保するため、取締役及び社員等から監査役に報告すべき事項を定め経営・業績に影響を及ぼす重要な事項について監査役が都度報告を受ける。
  2. 監査役が会計監査人、内部監査部門、子会社監査役等と情報交換を密にし、必要に応じて連携する。
  3. 監査役会及び監査役は、代表取締役、会計監査人それぞれとの間で随時、意見交換を実施できる。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社の企業憲章の中の行動規範として社会秩序の維持を掲げ、市民社会の秩序や安全・安心に脅威を与える反社会的勢力、団体とは一切の関

係をもたないことを誓うと共に、社内体制の整備を行っております。

## Vその他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

